

令和7年8月5日

釧路港利用者の皆様へ

釧路港安全対策協議会会長

以下は、釧路港安全対策協議会による合意事項です。

同協議会は1965年7月8日、釧路港及びその付近水域における船舶及び港内の安全と犯罪の予防促進を目的に設立されました。

同協議会は、荷主、傭船者、船主、船舶運航者、水先人、船舶代理店ほか53の釧路港の利用者と11の顧問から構成され、うち顧問である釧路市は釧路港港湾管理者であり、また、釧路海上保安部は同協議会で事務局を務めており、同保安部長は釧路港長です。

同協議会のもとには、商船事故防止部会、台風・津波対策委員会といった5つの部会と1つの委員会が置かれ、必要に応じて、案件はその都度各部会等で検討され、釧路港を安全に利用するためのルールが作られてきました。

したがって、釧路港のすべての利用者は、本協議会における合意事項を誠実に履行することが求められています。

釧路港安全対策協議会合意事項

入出港船の事故防止のため、次のとおり釧路港安全対策協議会の合意事項として定めています。

- 1 旅客船及び全長 150m 以上の船舶に係る安全対策は、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 当該船舶の船長が初めて釧路港に入出港する場合は、水先人を乗船させる。
 - (2) 曳船を使用する。ただし、スラスタ等装備船舶は、この限りではない。
 - (3) 視界不良時においては、必要に応じ前路警戒船を配備する。
- 2 東港区中央埠頭東側-9m岸壁（耐震旅客船岸壁）及び西港区第 4 埠頭東側-10、-12m 岸壁における対象船舶の安全対策については、上記 1 項目にかかわらず、別紙 1 のとおりとする。
- 3 西港区第 2 埠頭南側-12m 岸壁及び西港区第 2 埠頭南側バルク 1 号栈橋における対象船舶の安全対策については、上記 1 項目にかかわらず、別紙 2 のとおりとする。
- 4 釧路港外港区及び釧路港域外に錨泊中の船舶に対する走錨対策は、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 釧路港長から「走錨注意情報」が発表されたときは、常時自船の位置を確認するとともに走錨のおそれがある場合は錨泊を自粛するものとする。
 - (2) 気象庁より暴風警報又は暴風雪警報が発表され、風向予報が西又は南寄りの場合は、速やかに抜錨し港域外の安全な海域において漂泊避難するものとする。
- 5 釧路港西港区（西港船溜物揚場を除く）に係留中（又は係留予定）の船舶に対する荒天対策は、原則として次のとおりとする。釧路市が船舶避難情報を発出した場合は、協議会事務局から各会員に対して周知するものとし、各会員は関係船舶に当該情報の発出及び遵守について伝達するものとする。

(1) 船舶避難情報発出基準

釧路市が、荒天候により西港区内の係留船舶等に危険が及ぶおそれがあると判断する基準は、以下のとおりとし、基準を超えると判断した場合は、船舶避難情報を発出する。

船種	条件	波高	3.0m以上	波高	3.0m以上	その他 釧路市が危険と判断した場合
			かつ		かつ	
		周期	12.0s 以上	周期	15.0s 以上	
			かつ		かつ	
		波向き	WSW, SW, SSW, S, SSE, SE, ESE のいずれか	波向き	WSW, SW, SSW, S, SSE, SE, ESE のいずれか	
	RORO 船	非対象		対象		対象
	RORO 船以外	対象		対象		対象

(2) 船舶避難情報発出時期

船舶避難情報発出のタイミングは荒天候日時に達する前日の正午までを原則とし、前日の正午以降に上記基準を超えると判断した場合はその時点で発出する。また、釧路市は船舶避難情報発出時、係留可能となる予定日時も同時に発出する。

(3) 係留船舶等の対応

- ① 船舶は時機を逸することなく、荒天候日時までに早期避難を行うものとする。
- ② 船舶は避難解除の予定日時以降の係留について、※リアルタイムナウファスを確認するとともに今後の気象海象等を勘案のうえ、安全と判断したのち係留するものとする。
- ③ 上記の対応については、関係者（水先人、タグボート等）が定める基準等によるものとする。

(注) ※は、国土交通省港湾局 リアルタイムナウファス 釧路港 有義波実況
https://nowphas.mlit.go.jp/yugiha_graph/613/7/

附則

平成 15 年 1 月 16 日 外国船事故防止部会・商船事故防止部会 合意

平成 20 年 6 月 4 日 一部改正

平成 22 年 6 月 23 日 一部改正

平成 23 年 2 月 21 日 一部改正

平成 26 年 6 月 17 日 一部改正

平成 30 年 11 月 20 日 一部改正

令和 3 年 7 月 1 日 一部改正

令和 4 年 7 月 1 日 一部改正

令和 5 年 3 月 24 日 一部改正

令和 7 年 6 月 25 日 一部改正

(施行期日)

本合意事項は、令和 7 年 6 月 25 日から施行する。

対象岸壁	東港区中央埠頭東側－9 m岸壁 (耐震旅客船岸壁)		西港区第4埠頭東側 －10 m、－12 m岸壁	
バース水深	9.0 m		10.0 m (21号バース)	12.0 m (22号バース)
バース長さ	310.0 m		190 m (21号バース)	240 m (22号バース)
対象船舶	旅客船 5万GT級	貨物船 1万DWT級	旅客船 14万GT級	
対象船舶の最大喫水	8.18 m以下 (利用水域の最浅部に対して、常時、喫水10%以上の余裕水深を確保する。)		利用水域の最浅部に対して、常時、喫水10%以上の余裕水深を確保する。	
入出港時の安全対策				
行会い・競合の回避	釧路港東港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。	釧路川河口の係留施設を利用する他の船舶と入出港予定時刻を調整する。	西港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。	
水先人	要			
タグボート	スラスター若しくは2軸2舵を有する場合、3,200馬力級以上1隻以上配備 (風速の状況により適宜増強) 上記装備を保有していない船舶又は岸壁法線に対して横方向からの風が強い場合、3,200馬力級以上2隻以上配備		3,200馬力級以上1隻配備	
埠頭境界等の明示	①当該岸壁の両端に標識灯 (夜間については灯火付き) を明示 ②着岸時における船橋正横位置に国際信号旗N旗を設置		着岸時における船橋正横位置に国際信号旗N旗を設置	
夜間及び狭視界時の入出港	①港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ②必要に応じてタグボートで前路警戒を実施する。 (視界1,000m以下)		①港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ②視界不良時においては前路警戒船を配備する。 (視界1,000m以下)	
入出港時の風速	平均風速10 m/s未満		平均風速10 m/s以下	
視界	500 m以上		500 m以上	
接岸速度	14 cm/s以下		6 cm/s以下	
係留時の安全対策				
強風対策	係留中に岸壁側から吹く風の平均風速が13 m/sを超えることが予想される場合は、次の安全対策をとるものとする。 また、平均風速が15 m/sを超えると予想される場合は、港外避泊するものとする。 ①係留索の増取りを行う。 ②サイドスラスターを準備し、適宜使用する。 ※ピット強度 直柱及び曲柱使用時20 m/sまで、曲柱のみ使用時16 m/sまで		係留中に岸壁側から吹く係留限界風速14 m/sを超えることが予想される場合は、入出港の運用基準の範囲内で余裕を持って離岸する。 また、風の影響が大きい場合は、以下の点に留意する。 ①係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ②曲柱の強度を踏まえて係留索を適切に配置する。 ③係留中は定期的に係留索の状況をチェックし、できる限り係留索を均等に張り合わせる。	
異常気象時の対策	台風等異常気象が予想される場合、対象船舶は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-2 台風等に対する対応表)、又は本船船長の判断により離岸、避泊するものとし、避泊にあたっては時間的余裕をもって行動する。			
地震・津波対策	対象船舶が係留中、地震が発生し津波の来襲が予想される場合は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-3 津波に対する対応表)、又は本船船長の判断により対応するものとし、避泊にあたっては津波来襲までに時間的余裕がある場合において行うものとする。			

対象岸壁	西港区第2埠頭南側－1 2 m岸壁	西港区第2埠頭南側バルク 1号栈橋
バース水深	1 2 . 0 m	1 4 . 0 m
バース長さ	4 8 0 m	3 0 0 m
対象船舶	貨物船 3 万～5 万 DWT 級	貨物船 6 万～8 万 5 千 DWT 級
対象船舶の最大喫水	1 0 . 5 m 以下 (利用水域の最浅部に対して常時喫水 1 0 % 以上の余裕水深を確保する。)	港湾管理者が示す利用水域の最浅部に対して、常時、喫水 1 0 % 以上の余裕水深を確保する。
入出港時の安全対策		
行会い・競合の回避	西港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。	西港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。
水先人	要	
タグボート	3, 200 馬力級以上 2 隻配備	3, 200 馬力級以上 2 隻配備
入出港時のバース調整	①入出港時に着岸岸壁の西側に着岸船舶の無いよう調整する。 ②入港時に西港区第2埠頭南側バルク 2号栈橋に着岸船舶の無いよう調整する。	
夜間及び狭視界時の入出港	①港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ②視界不良時においては前路警戒船を配備する。 (視界 1 , 0 0 0 m 以下)	①岸壁照明及び荷役設備等の照明を利用して岸壁法線を明らかにする。 ②港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ③視界不良時においては前路警戒船を配備する。 (視界 1 , 0 0 0 m 以下)
入出港時の風速	平均風速 1 2 m / s 未満	平均風速 1 2 m / s 未満
視界	5 0 0 m 以上	5 0 0 m 以上
接岸速度	1 0 c m / s 以下	1 0 c m / s 以下
係留時の安全対策		
強風対策	係留中に岸壁側から吹く係留限界風速 2 3 m / s を超えることが予想される場合は、平均風速 1 2 m / s 以下で余裕をもって離岸する。 また、風の影響が大きい場合は以下の点に留意する。 ① 係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ② 係留中は定期的に係留索の状況をチェックし、できる限り係留索を均等に張り合わせる。 ③ 船体動揺が大きくなることが予想される場合は、早めに荒天避難を検討するとともに、必要最小限の要員確保、機関の整備等の態勢を整える。	係留中に岸壁側から吹く係留限界風速 2 5 m / s を超えることが予想される場合は、平均風速 1 2 m / s 以下で余裕をもって離岸する。 また、風の影響が大きい場合は以下の点に留意する。 ① 係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ② 係留中は定期的に係留索の状況をチェックし、できる限り係留索を均等に張り合わせる。 ③ 船体動揺が大きくなることが予想される場合は、早めに荒天避難を検討するとともに、必要最小限の要員確保、機関の整備等の態勢を整える。
異常気象時の対策	台風等異常気象が予想される場合、対象船舶は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-2 台風等に対する対応表)、又は本船船長の判断により離岸、避泊するものとし、避泊にあたっては時間的余裕をもって行動する。	
地震・津波対策	対象船舶が係留中、地震が発生し津波の来襲が予想される場合は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-3 津波に対する対応表)、又は本船船長の判断により対応するものとし、避泊にあたっては津波来襲までに時間的余裕がある場合において行うものとする。	

釧路港台風等・津波対策要綱
釧路港安全対策協議会会則に基づく、台風・津波対策委員会において策定
(令和3年7月1日改正)

台風等に対する対応表

体制区分	発出基準	船舶等の執るべき対応
注意喚起	釧路地方に台風等に関する気象情報が発表され、台風・津波対策委員長が必要と認める場合	1 台風等に関する最新の情報の入手に務めること。 2 必要に応じて、荒天準備を行うこと。
第一体制	気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表された場合	1 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物荷役及び重油荷役は中止すること。 3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い、作業船（無動力）、資機材等の流出防止措置を実施すること。
第二体制-1	気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表され、かつ波浪警報（波向予想が南寄り）が発表された場合	1 次の船舶は、港外へ避難すること。 （1）総トン数100トン以上の危険物積載船 （2）西区の総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船（無動力）、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。
第二体制-2	気象庁から、釧路市に陸上部で最大風速25m/s以上の予報が発表された場合 ※釧路市が暴風となる概ね24時間前に発出	1 次の船舶は、台風、発達した低気圧等による影響の少ない他の海域に避難すること。 （1）総トン数100トン以上の危険物積載船 （2）総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船（無動力）、資機材の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。
解除	勧告の条件となる暴風警報又は暴風雪警報が解除される等、港内の安全が確認されたとき	

※気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表された時点で、陸上部で最大風速25m/s以上の予報が発表された場合は、第二体制-2の勧告内容とする。

津波に対する対応表

体制区分	発出基準	船舶等の執るべき対応
第1体制	北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表された場合	荷役・作業を中止し、状況に応じて港内避泊又は港外避難とする。
第2体制	北海道太平洋沿岸東部に 大津波警報又は津波警報 が発表された場合	荷役・作業を中止し、原則として港外避難とする。ただし、時間的余裕がない場合は、港内避泊又は陸上避難とする。
解除	大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された場合	

【備考】

- (1) 「港内避泊」とは、次のいずれかの場合をいう。
 - ① 係留索の増し取り又は増し締めにより係留強化すること。
 - ② 機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること。
 - ③ 港内の泊地で錨・機関・スラスタにより津波に対抗すること。
- (2) 「港外避難」とは、船舶が港外に避難する十分な時間的余裕がある場合において、港外の水深が深く（水深約50m以上）、十分広い海域に避難することをいう。
- (3) 津波に対する船舶の執るべき対応は、上記対応表によるが、時間的余裕がなく、人命を優先とする避難行動を執る場合はこの限りでない。
- (4) 作業員等が陸上の安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合は、港内避泊又は港外避難する船舶を緊急避難場所として乗船させることも避難方法として考慮しておく。